

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	小坂町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.kosaka.akita.jp/machinososhiki/somuka/somukanzaihan/3/1966.html

執行機関名 小坂町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小坂町福祉医療費支給要綱(平成27年小坂町告示第44号)による福祉医療費の支給に関する事務(乳幼児(未就学児)及び小中学生)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月15日条例第30号)別表第1 第1の項 小坂町福祉医療費支給要綱(平成27年小坂町告示第44号)による福祉医療費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	小坂町福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、 <u>児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られること</u> その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この要綱は、小坂町(以下「町」という。)に居住地を有する乳幼児及び小中学生、高校生等、ひとり親家庭の <u>児童</u> 、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者、妊産婦の <u>心身の健康の保持と生活の安定</u> を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		小坂町福祉医療費支給要綱(平成27年小坂町告示第44号)